

I 流出油事故対策計画

第1節 災害予防

【基本方針】

流出油事故による災害を未然に防ぐとともに災害発生時に効果的に対応できるよう、流出油事故の覚知・評価、油防除並びに回収油の輸送・処理等の実施体制を整備しておくほか、環境・風評・補償対策等の被害回復対策に関し関係機関等との間で合意形成を図るなどの基本的な対策を推進する。また、流出油事故に関する防災訓練、防災知識の普及・啓発に努める。

第1. 油防除実施体制の充実・強化

流出油事故が発生した場合に、被害を最小限に止めるためには、初期の段階において必要な人員、船舶、防除資機材等有効な防除能力を組織的に先制集中する必要がある。このため、平常時から、町、国、県をはじめ、河川・道路管理者その他の関係者が、役割分担を明らかにして連携体制を構築しておくことが極めて重要である。

そこで、流出油事故の覚知、初期評価、油防除（除去）活動、回収油の運搬・処理等の一連の防除措置について、関係者が一体となった防除体制の確立を図る。

1. 覚知及び初期評価体制の充実強化

① 情報収集伝達機器の整備等

油防除措置を効果的に実施するためには、早い段階で、流出油の種類、性状、両、拡散状況等に関する情報をできるだけ正確に収集する必要がある。

このため、町はデジタルカメラ、パソコン、携帯電話等による写真の電送手段や画像伝送システム等を整備するとともに、災害時に的確に使用できるよう日常業務又は訓練を通じて、使用方法等について習熟を図る。

② 通報要領の定型化

漂流油の状況変化についての認識が統一できるよう、防災関係機関間で協議の上、通報要領の定型化を図る。

③ 河川区域の自然的・社会的・経済的諸情報の整理

初期評価を迅速かつ的確に実施するためには、河川区域の自然的・社会的・経済的諸情報（水質、底質、工業用水等の取水口、鳥類の渡来・繁殖地、植生、史跡名勝天然記念物等に関する情報）を事前に一元的に把握しておくことが極めて有効である。

そこで、町は管轄（管理）区域を持つ防災関係機関の協力を得て、これらの情報を収集・整理し、一元化を図った上で、防災関係機関間で共有化できるよう努める。

2. 油防除（除去）体制の充実強化

① 広域相互応援体制整備の充実強化

大規模な流出油事故発生時には、一地域の防災機関では対応できない事態が想定されるため、他地域からの応援又は他地域への応援を必要とする場合に備え、町及び県は、県内外の広域相互応援体制を整える。

② 防除資機材の整備

油防除（除去）活動には、次の表に例示する多くの資機材が必要となる。そこで、町、県中国地方整備局等は、流出油事故時にこれらを迅速かつ的確に確保するために、連携して必要な資機材の備蓄を推進する。特に町及び県は漂着油の除去、回収が主な応急対策となるこ

とから、過去の流出油事故時にニーズの高かった表中に*印を付した品目の防除資機材の整備に努めるものとする。

また、災害時に必要な資機材の把握、要請、輸送、管理、配分等の実施方法について関係機関で十分協議し、資機材を保有する機関や事業者からの調達が円滑に行える体制を整備していく。

| 資機材の種類 | 具体例 |
|--------------------|---------------------------|
| 油の拡散を防止するための資機材 | オイルフェンス、オイルマット等* |
| 油を機械的に回収するための資機材 | 油回収船、油回収装置等 |
| 油を物理的に回収するための資機材 | 油吸着材、油ゲル化剤等 |
| 油の分解を促すための資機材 | 油処理剤* |
| 応急的・補助的に回収するための資機材 | ひしゃく、たも、バケツ等* |
| 回収した油を一時貯留するための資機材 | ドラム缶等* |
| 漂着した油の清掃のための資機材 | 高圧温水洗浄機、ふるい等 |
| 活動要員をサポートするための資機材 | 活動を記録するためのカメラ、マスク、作業着、手袋等 |
| 輸送用の資機材 | 船舶、車両等 |

③ 地元住民、ボランティア等防除作業実施者の健康安全確保対策

町は、油の除去に当たって、地元住民、ボランティア等防除作業実施者が健康かつ安全に活動できるよう、医師会及び日本赤十字社と協議の上、あらかじめ作業の危険性、着衣の配慮等を含む健康安全上の配慮事項について検討し、整理しておく。

また、災害発生時に作業現場への周知を円滑に図れるよう健康安全確保のための体制整備に努める。

3. 回収油の輸送・一時保管・処理体制の充実強化

① 回収油処理業者、処理場の確保・一時保管の確保

町は、産業廃棄物に当たる回収油を迅速かつ的確に運搬し、処分することができるよう、町内外の産業廃棄物処理業者の所在地、処理能力等を把握するとともに、災害時に大量に発生する回収油の受入れ可能性について十分に調査しておく。また、処分までの間一時保管する場所を確保する。

第2. 被害回復対策等の充実・強化

流出油事故が発生した場合には、監視、除去、処理といった防除関係の直接的な作業に加え、自然環境への影響評価、風評対策、補償対策等広範な作業が並行して実施される。

そこで、より早期の段階から体制が確立され、これらの対策が円滑に実施されるよう、平常時から関係機関間で協議し、合意形成を図る。

1. 環境対策の充実強化

① 河川の水質、底質等の測定

町は、事故発生後の環境影響調査の結果と効果的に比較することができるよう、モニタリングポイントを設定し、定期的な水質、底質等の測定を行い、その結果を整理しておく。

② 環境対策に係る情報及び知見の収集・整理

町は、流出油事故による環境への影響に関する情報及び知見を収集し、事故発生時の環境影響調査及び評価に活用できるよう、整理しておくとともに、環境対策の実施に当たって、専門家による情報提供、助言等を迅速に得られるよう、あらかじめ専門家に関する情報を収集・整理しておく。

また、これらの情報及び知見を関係機関間で有効に活用できるように、その共有化に努める。

③ 水鳥救護対策の充実

町は、油により汚染された水鳥の捕獲、搬送、洗浄、治療、リハビリテーション、放鳥までの水鳥救護活動が適切に実施されるよう、捕獲・搬送体制、洗浄・治療の場の確保、汚染水鳥の取り扱い方等について、県及び獣医師会その他の関係団体と協議し、水鳥救護対策の充実を図る。

④ 環境庁等の実施する研修等への参加の検討

町及び県は、環境庁等が実施する環境対策に関連する研修等への職員の参加について検討し、人材の育成に努める。

2. 風評対策の充実強化

① 基礎データの収集

町は、事故発生後の調査結果と効果的に比較することができるよう、各観光地における観光入り込み客数等の情報を収集し、整理しておく。

② 関係機関との連携体制の確立

町は、災害発生時に関係機関が一体となって風評対策を実施することができるよう、商工観光業関係者、報道機関等との連携体制を確立しておく。

3. 補償対策の充実強化

① 補償制度の把握

町は、油濁損害に対する補償制度に関する情報（補償制度の概要、請求先、請求手続き、補償対象となる費用等）を収集し、整理のうえ商工観光業関係者等関係機関へ周知を図る。

② 補償請求方法等の検討

町は、補償請求段階で費用と現場の作業との関連性を示すことができるように、平常時から作業内容及び経費の把握方法、写真等の証拠書類の整備方法等について検討し、整理しておく。

第3. 防災訓練及び防災知識の普及・啓発

1. 油防除（除去）に係る訓練の実施

油防除（除去）活動には、中国地方整備局、県、町、自衛隊等多数の機関が関係してくることから、これらの機関相互の連携が的確になされるよう、油防除（除去）に係る総合的な防災訓練（図上訓練を含む。）を定期的実施する。

その際には、気象、対応区域、排出油の粘土等の事故想定を実態に即したものとし、より実践的な訓練となるよう留意する。

また、訓練後には十分な評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じその後の体制の改善を図る。

2. 防災研修への参加の検討

流出油事故発生時には、県、町及び消防本部の職員も防除作業に関わることとなるため、必要な知識等を習得しておく必要がある。

このため、海上災害防止センター等が実施する各種研修へ職員を参加させることについて検討し、人材の育成に努める。

第2節 災害応急対策

【基本方針】

流出油災害が発生した場合には、その影響範囲が複数の市町村の河川敷等広域にわたり、また、地元住民やボランティアも含む数多くの機関、団体が関与することとなる。そのため、町及び各防災関係機関は、収集・連絡された情報に基づき、災害応急活動体制を確立し、流出油に対する効果的な応急対策を実施する。

第1. 災害応急活動体制の確立

本計画の想定する流出油災害が発生した場合、その影響範囲が複数の市町村の河川敷等広域にわたり、また、地元住民やボランティアも含む数多くの機関、団体が関与することとなる。

したがって、町、県、中国地方整備局等の各防災関係機関は、収集・連絡された情報に基づき、迅速かつ的確に応急措置を実施することができるよう、直ちに必要な活動体制をとるとともに、これら防災関係機関は、緊密な連携の確保に努めるものとする。

1. 流出油事故対策本部の設置・廃止

① 設置の基準

総務課長は、流出油事故が発生し、河川敷等に流出油が漂着し、被害が発生するおそれがあり、警戒体制をとる必要が生じた場合、又は流出油事故により、河川敷等に流出油が漂着し被害が発生した場合、流出油事故対策本部（以下、「事故対策本部」という。）を設置する。

② 廃止の基準

事故対策本部は、概ね次の基準により廃止する。

ア. 発生が予想された災害に係る危険がなくなり、対策の必要がなくなると認められるとき。

イ. 応急対策が概ね終了したと認められるとき。

2. 災害対策本部の設置・運営

町長は、災害の規模及び範囲から特に対策に要すると認めた場合、災害対策本部の設置を決定し、速やかに災害対策の推進に関し総合的かつ一元的な応急活動体制を確立する。災害対策本部は、本部長・副本部長及び部長をもって構成し、災害対策の基本的な事項を本部会議において協議する。

災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報するものとする。

なお、その他の災害応急活動体制については、本編第3章第1節「応急活動体制」を参照。

第2. 災害情報の収集・伝達

1. 事故情報等の連絡

流出油事故の発生時には、情報交換を迅速かつ的確に図るものとする。

2. 流出油事故情報の収集・把握

町は、河川、湖沼の巡視とともに、事故状況、被害状況等の情報収集に努め、県、自衛隊、警察署など、その時点で特に伝達する必要がある機関に対し優先してきめ細かい情報を伝達するなどその対応に努める。

第3. 流出油に対する応急対策

流出した原油又は重油は、時間とともに拡散し風化するため、作業が広範囲に及ぶだけでなく、回収しなければならない量も2、3倍に増える。

したがって、中国地方整備局を中心とする防災関係機関は、流出油事故を覚知した時は、直ちに初期評価（流出油の現状把握、防除方針の決定及び伝達）を行い、流出油防除を迅速かつ確に実施するための協力連携体制を確立し、初動段階において有効な防除勢力先制集中を図る。

1. 流出油の防除

① 流出油の回収活動等

町は、各連絡会議で決定された除去方針を踏まえ、管内の消防本部、警察署、地元住民、ボランティア、自衛隊の災害派遣部隊等と共同で、概ね次に掲げる活動を展開する。

なお、防除資機材については、手袋、作業着、ひしゃく等の消耗品は町の備蓄品又は町内での調達で対応することとするが、不足するものについては県へ要請する。

ア. 河川区域の監視

イ. 河川区域での除去活動の実施

ウ. 回収油の一時集積場所への貯留

エ. 除去活動情報の収集及び県への伝達

オ. 取水停止、給水車による給水等水道対策の実施

② 医療救護活動

町は、県及び医師会、看護協会、日本赤十字社島根県支部等と連携を図りながら、傷病者等の発生状況について、情報収集を行い、それに基づいて、除去作業者の安全・健康の保持を図るため、防除活動の拠点において医師、看護師等の派遣による救護所の設置、健康相談の実施等の措置をとる。

③ ボランティア活動の支援

町は、流出油事故発生直後から、ボランティア関係団体と連絡を密にし、ボランティア活動のニーズ、活動状況、留意事項等のボランティアに関する情報収集に努めるとともに、その活動を支援するため、必要な対策を実施する。

2. 回収油の運搬・処理

① 回収油の位置付け

河川敷又は湖岸に漂着した油を回収し、一時保管場所等に集積された廃油等は、船舶所有者又は車両所有者等の事故原因者が運送活動に伴い排出した産業廃棄物として取り扱われる。

したがって、廃油等の収集運搬及び処分に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理基準に従い、適正に処理する。

② 油処理に関する情報の収集提供

町は、回収された油等の量、処理作業の状況を把握するとともに、他市町村、関係業界団体等の協力を得て、回収した油等の貯留・搬送に従事可能な事業者及び回収した油等の処理施設、当該受入れ可能量等の情報を収集・整理し、船舶所有者等の関係者に対し提供等を行うなど必要な支援を実施する。

③ 漂着油の回収方法及び処理方法

河川敷または湖岸に漂着した油の回収方法については、回収油の性状（油だけのもの、油が付着した砂、油の付着した資機材等）によって処理の方法（焼却処理、管理型最終処分場における埋立処理等）が異なるため、専門家による指導あるいは助言を得て、効率面だけではなく、処理方法を考慮した上で、回収方法を決定する。

なお、漂着油が付着した砂の重機による回収方法は、効率的ではあるが回収後の処分が困難となることに留意する必要がある。

④ 回収油の保管方法

ドラム缶等の集積保管場所については、回収後の運搬方法及び産業廃棄物処理施設への搬

出方法（車両輸送、鉄道輸送又は船舶輸送）並びに近隣地域住民の生活環境保全上の観点から選定すること。

また、ドラム缶によって保管する場合には、回収油の飛散流出、地下浸透及び揮発の防止並びに運搬中における流出防止のために、ふたを閉める等により密閉すること。

なお、季節によっては気象条件等により集積保管場所から処分先への搬出が計画通りに進まず時間を要する場合も考えられるため、十分な保管場所を確保する必要がある。

⑤ 再生利用の検討

回収された廃油、油混じりの砂等で、再生利用が可能なものについては再生利用に努める。

3. 環境対策

① 環境対策の実施

初期評価の段階から水質・底質、水産資源、水鳥、植生等に関する総合的な環境対策検討委員会を設置し、事故の影響の実態把握、環境復旧対策、野生生物救護対策、史跡名勝天然記念物対策等の方針を決定し、この対応方針に基づき防災関係機関が連携して環境対策を実施する。

なお、環境対策の実施に当たっては、各専門家による指導・助言等の活用を図るものとする。

② 健康調査の実施

油の漂着直後は、油の揮発性成分の異臭による健康への影響が考えられるため、住民、ボランティア等の防除活動従事者に対する健康調査を実施するとともに、大気調査を実施する。

4. 風評対策

① 連絡会議の設置

町は、風評による観光客離れ等を防止するため、流出油事故発生直後から、商工観光業関係者、報道機関等の協力を得て風評対策連絡会議を設置し、対策の方針を決定する。

② 風評対策の実施

流出油風評対策連絡会議において決定された対策方針に基づき、関係機関が協力して迅速かつ的確に次に掲げるような風評対策活動を実施する。

ア. 風評の発生予測（初期段階）

イ. 風評の実態把握

ウ. 風評による観光、消費への影響調査

エ. 風評に対応するための客観資料の収集

オ. 風評による被害を被った中小企業に対する緊急融資

カ. 各種メディアを通じたキャンペーン活動

5. 補償対策

① 関係機関における対応

町、中国地方整備局、商工観光業関係者等の関係機関は、保険会社等補償関係者からの情報収集に努めるとともに、作業内容及び経費の把握、写真等の証拠書類を整備し、補償請求を行う。

② 関係機関の連携

町、中国地方整備局、県、商工観光業関係者等の関係機関は、補償請求について相互の連携を図るため、会議の開催等を行うことにより補償対策について情報の交換、補償請求の請求方針等の確認を行う。

6. 情報の発信、問い合わせ処理

① 情報発信活動

ア. 各種情報の収集・整理

町は、防災関係機関との情報交換を密にし、油流出事故対策に関する各種情報を収集・整理する。この場合には、情報収集システムに混乱が生じないように留意する。

また、災害発生初期には、不正確な情報が伝達される可能性があるため、できる限り正確な情報の収集に努める。

イ. 情報発信

災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

なお、町及び県、指定行政機関、公共機関、関係事業者等は、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

② 関係者等からの問い合わせに対する対応

災害発生初期には、報道機関からの取材等各種問い合わせが集中する可能性がある。このため、広報部門での対応のほか、各部門での広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

第3節 災害復旧

1. 被害回復活動の推進体制の確立

町及び県は、油流出による各種被害からの回復を総合的に推進する必要があると認められるときは、関係部課で構成する被害回復推進会議を設置し、災害復旧対策の基本方針等を検討する。

2. 被災事業者、住民等の復旧支援

町及び県は、流出油により被害を受けた商工観光業者関係、住民等の回復を支援するため、総合的な相談窓口の設置、各種資金の貸付等の実施、必要に応じた租税の徴収猶予又は減免措置を実施する。

3. 被災公共施設等の復旧

町、国及び県は、迅速かつ円滑に被災した河川管理施設等の公共施設の復旧事業を行う。

なお、復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明示するとともに、環境に配慮しつつ、必要な措置を講ずる。

4. 事後の監視等の実施

町及び県は、流出油の防除措置終了後も必要に応じて、防災関係機関と連携の上、パトロール、環境影響調査、財産の被害の調査等を実施する。

特に流出油事故による生態系等環境への影響は、回復に長時間を要することがあることから、水質、底質、野生生物等への影響の調査を段階的・継続的に実施し、必要に応じて適切な措置を講じる。

II 道路災害対策計画

第1節 災害予防

【基本方針】

道路構造物の被災等による災害を未然に防ぐため、道路の安全確保、災害応急・復旧体制の整備、防災知識の普及・啓発等の基本的な対策を推進する。

第1. 道路の安全確保

1. 道路交通情報の充実

① 気象情報等の活用体制の整備

町には気象台から伝達される各種気象情報等を有効に活用できるよう、県総合防災情報システムによりリアルタイムで気象情報等を伝達できる体制が整備されているが、関係職員がそれらを道路災害に有効に活用できるよう習熟に努める。

② 道路情報伝達体制の整備

交通規制状況、う回路等の道路災害情報を正確かつ迅速に道路利用者に提供する情報案内板等の路側通信機器の整備を進める。

その他、県総合防災情報システムを活用した情報の収集・提供に努める。

2. 道路施設等の整備

① 道路施設等の監視・点検体制の整備

県等と連携を図り、応急復旧体制、道路管理連絡員制度など、より一層の整備を進める。

② 災害防除事業の実施

町は県と連携し、管理する道路において各種点検により判明した危険箇所の内、危険度が高く緊急性の高い箇所から対策を進め、道路における災害の予防のために必要な施設の整備をより一層進める。

3. 災害応急・復旧体制の整備

① 関係機関の相互連携の確保

災害発生時に速やかな応急体制を実施するため、国、県、江津邑智消防組合、警察署、日本赤十字社島根県支部、医師会などとも連携を図り、より一層の情報の収集・伝達体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合においても対応できる体制の確立を図る。

② 通信体制の整備

既存の道路連絡体制を活用し、情報通信システムの強化を図る。又、情報を確実に通信できるよう、有線回線だけでなく防災行政無線や国土交通省マイクロ回線等の連絡回線の相互利用等による連絡ルートの複数化や停電対策の検討を行う。

又、平常時において無線通信設備の点検を実施するとともに、県及び各道路管理者等と連携して通信訓練等を行うなど、災害時の通信手段の整備を推進する。又、トンネル内において、利用者がより迅速・正確に通報できるよう非常通報設備の整備を推進する。

③ 情報管理体制の確立

道路交通情報センターからの情報提供や県総合防災情報システム、衛星通信ネットワーク等によるヘリテレ映像による情報共有により、情報の収集・伝達体制の整備を推進する。

4. 組織体制の整備

① 参集及び動員の体制

町は大規模な道路災害に備え、迅速かつ的確な応急対策を実施することができるよう、風水害の動員配備体制に準じた体制を検討する。事故災害の規模に応じた職員の非常参集体制

について検討する。

又、道路災害に対応した、職員の応急活動マニュアル等の作成を検討する。

② 防災関係機関の相互連携体制の強化

県、警察、自衛隊等と災害時における協力体制や役割分担について事前に協議しておく。

5. 救助・救急、医療救護及び消火活動体制の整備

① 救助・救急活動

町及び江津邑智消防組合は、必要な救急車等の車両、道路災害に対応した救急救助用資機材を検証し、必要性に応じ順次整備を進めていく。

② 医療救護活動

本編第3章第10節「医療救護」を参照。

③ 消火活動

江津邑智消防組合と平常時より連携を図り、道路災害における消火活動に備えておく。

6. 交通の確保・緊急輸送体制の整備

各道路管理者は、災害応急対策活動の円滑な推進のため緊急通行車両の事前届出をしておく。本編第2章第11節「交通確保・規制体制の整備」を参照。

7. 危険物等流出防除活動体制の整備

江津邑智消防組合においては高圧ガス、火薬類等については、事故取扱要領が整備されているが、それ以外の危険物については適宜対応する体制となっている。

町は、各種の危険物等の流出時に適切な防除活動が行えるよう検証し、必要な資機材の整備を進める。

8. 応急復旧活動体制の整備

現在、災害時の道路啓開や応急復旧に関しては、各道路管理者が適宜業者を選定して対応しているが、迅速・的確に活動を実施するため、建設業協会の協力により必要な人員・資機材を確実に活用できる体制を整備しておく。

又、必要に応じ重要な施設の構造図等の資料の整備も進める。

第2. 防災知識の普及・啓発及び防災訓練

1. 防災知識の普及・啓発

道路災害の危険を軽減するため、防災訓練や広報紙の活用など様々な方法・機会を通じ、道路災害に際しての対応等の防災知識の普及・啓発に努める。

2. 防災訓練

県の行う総合防災訓練と連携し、訓練の充実を図る。

なお、訓練の後には事後評価を実施し、課題等を整理し、必要に応じた体制の改善を図る。

第 2 節 災害応急対策

【基本方針】

大規模な事故や災害等の発生により道路構造物の被災等が発生した場合の各種応急対策を実施する。

第 1. 災害情報の収集・伝達

1. 事故情報等の連絡

大規模な事故、災害等の発生時には、情報交換を迅速かつ的確に図るものとする。

2. 被害情報等の収集・伝達

道路災害の情報について町は、県、自衛隊、警察署など、その時点で特に伝達する必要のある機関に対し優先してきめ細かい情報を伝達するなどその対応に努める。

第 2. 災害応急活動体制の確立

大規模な道路災害が発生した場合において、県、防災関係機関と協力して災害の拡大防止及び被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限に留めるため、収集された情報に基づき必要な組織、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。

1. 道路災害対策本部の設置・廃止

① 設置の基準

総務課長は、道路災害が発生し多数の人的被害が生じるおそれがある場合、又は多数の人的被害が発生した場合、道路災害対策本部を設置する。

② 廃止の基準

道路災害対策本部は、概ね次の基準により廃止する。

ア. 発生が予想された危険がなくなり、対策の必要がなくなると認められるとき。

イ. 応急対策が概ね終了したと認められるとき。

2. 災害対策本部の設置・運営

町長は、災害の規模及び範囲から特に対策に要すると認めた場合、災害対策本部の設置を決定し、速やかに災害対策の推進に関し総合的かつ一元的な応急活動体制を確立する。災害対策本部は、本部長・副本部長及び部長をもって構成し、災害対策の基本的な事項を本部会議において協議する。

災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報するものとする。

なお、その他の災害応急活動体制については、本編第 3 章第 1 節「応急活動体制」を参照。

第 3. 救助・救急、医療救護及び消火活動

各道路管理者は、町、県、警察署、江津邑智消防組合等の要請により、救出・救助の初期活動に協力することが求められた場合、迅速に救出・救助体制を確立し関係機関の連携について調整し活動を実施する。

1. 救助・救急活動

本編第 3 章第 9 節「救急・救助活動」を参照。

2. 医療救護

本編第3章第10節「医療救護」を参照。

3. 消火活動

① 江津邑智消防組合の体制

町（江津邑智消防組合）は、町域内の道路災害により消火活動の必要が認められた場合、迅速に消防体制を確立し、消防活動を実施する。

② 他の江津邑智消防組合に対する応援要請

他の江津邑智消防組合に対する応援要請については、本編第3章第4節第2.「他市町村、防災関係機関等への協力要請」を参照。

③ 自衛隊の災害派遣要請

自衛隊の災害派遣要請については、本編第3章第5節「自衛隊の災害派遣体制」を参照。

第4. 交通の確保・緊急輸送活動

道路災害発生時には、道路交通事情の悪化等による交通渋滞が発生し、救急・救助、消火活動等への支障が予想される。このため、迅速かつ適切に交通規制を実施することにより救急・救助、消火活動等のための交通を確保する必要がある。

1. 交通規制等

本編第3章第12節「交通確保、規制」を参照。

2. 緊急輸送手段の確保

本編第3章第13節「緊急輸送」を参照。

第5. 危険物等流出に対する応急対策

危険物等流出事故が発生した場合は、江津邑智消防組合が事故対応を実施するが、対応しきれない場合等は、道路管理者は江津邑智消防組合のほか警察署等関係機関と密に連絡をとり、初動段階から相互に連携した防除活動、避難誘導活動等を実施し、危険物による二次災害の防止に努める。

第6. 災害広報の実施

災害広報の実施については、本編第3章第3節「災害広報」を参照。

第3節 災害復旧

1. 復旧事業

道路管理者は、あらかじめ定めてある物資、資材の調達計画及び建設業者等との連携により、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を実施する。大規模災害時において、復旧のための資機材や人員が不足する状況下では、優先順位（第1次、第2次、第3次の緊急輸送道路の順）を付けながら実施するなど規模に応じた対応を実施し、早急な復旧に努める。

なお、応急復旧の優先度については、ネットワークとしての通行機能が十分に確保できるような手段で設定する。

又、応急復旧を円滑に遂行するため、通行を禁止又は制限している区間における道路情報について、道路利用者に対して積極的な広報等を行う。

2. 緊急点検

復旧事業と併せて、被災箇所以外の道路施設について、再発防止のための緊急点検を実施する。応急復旧活動とは別に、点検に必要な体制を確立できるように努める。

Ⅲ 危険物等災害対策計画

第 1 節 災害予防

【基本方針】

危険物災害による被害を未然に防ぐため、危険物等関係施設の安全性の確保、災害情報の収集・伝達体制の整備、災害応急活動体制の整備、防災知識の普及・啓発に係る基本的な対策を推進する。

第 1. 危険物等関係施設の安全性の確保

1. 高圧ガス、石油類等の危険物施設

① 予防査察等の強化

消防署は、製造所、販売所、貯蔵所、取扱所等の施設並びに消費場所における取扱の基準適合を検査するため随時保安検査、立入検査を実施し、危険物に起因する災害の予防、指導取締りを実施するものとする。

② 関係事業者に対する指導強化

消防署は、関係事業者に対し、その所有又は占有する製造所、販売所、貯蔵所、取扱所等の施設及び取扱が関係法令に規定する技術上の基準に適合し、かつ維持するための自主保安体制を確立させる。又、従事者に対しても指導を行う。

なお、危険物規制対象箇所状況については附属資料を参照。

2. 毒劇物取扱施設

町は、県と協力して毒劇物取扱施設の実態把握に努める。

ア. 研修会等で防災教育の徹底

イ. 立入検査時の施設の安全化指導

ウ. 毒劇物の流出等の防止及び中和等の除去等活動体制の整備

エ. 緊急連絡、資材確保等のマニュアルの整備

オ. 治療方法を記した書類の整備

第 2. 災害情報の収集・伝達体制の整備

危険物等災害により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときには、多種多様かつ多量の災害情報が発生する。

このため、町、県、江津邑智消防組合及び関係機関が迅速かつ的確に防災対策を実施するためには、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面の仕組みの整備が必要である。そのため、無線等の伝達機器の整備を図るとともに、災害時に的確に使用できるよう日常業務又は訓練を通じて、使用方法等について習熟を図る。

第 3. 災害応急活動体制の整備

各危険物施設並びにその周辺及びそれ以外の地域において、危険物等災害により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき、効果的な応急対策を実施できるよう、町及び防災関係機関は防災体制を整備し、県等の関係機関との相互連携体制を確立する。

① 参集及び動員の体制

町は、大規模な危険物等災害に備え、迅速かつ的確な応急対策を実施することができるよう、風水害の動員配備体制に準じた体制を検討する。

② 応急活動マニュアルの整備

職員に周知するとともに、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職

員、機関等との連携についての応急活動のためのマニュアルの作成を検討する。

第 4. 防災資機材の整備

町は、各種危険物等の性質を考慮し、必要な防災資機材の整備を図る。

第 5. 防災知識の普及・啓発

町は、危険物等災害の危険を軽減するため、防災訓練や広報紙の活用など様々な方法・機会を通じ、防災知識の普及・啓発に努める。

第2節 災害応急対策

【基本方針】

危険物等災害が発生した場合、被害が広範囲に渡るおそれがあるため、県をはじめとする各機関と連携し各種応急対策を実施する。

第1. 災害情報の収集・伝達

危険物等災害への対応を効果的に実施するため、相互の密接な連携の下に危険物の種類、性状、量、拡散状況等についてできるだけ正確かつ詳細な情報の入手に努める。

伝達システムとしては、その状況下において最も迅速かつ確実な手段により行うが、県総合防災情報システムを有効に使用する。

第2. 災害応急活動体制の確立

危険物等災害が発生した場合、町は県及び江津邑智消防組合、防災関係機関と協力して災害の拡大防止及び被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限に留めるため、収集された情報に基づき必要な組織、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。

1. 危険物等対策本部の設置・廃止

① 設置の基準

総務課長は、危険物等災害が発生し、多数の人的被害が生じるおそれがある場合、又は多数の人的被害が発生した場合、危険物等対策本部を設置する。

② 廃止の基準

危険物等対策本部は、概ね次の基準により廃止する。

ア. 発生が予想された危険がなくなり、対策の必要がなくなったと認められるとき。

イ. 応急対策が概ね終了したと認められるとき。

2. 災害対策本部の設置・運営

町長は、災害の規模及び範囲から、特に対策に要すると認めた場合、災害対策本部の設置を決定し、速やかに災害対策の推進に関し総合的かつ一元的な応急活動体制を確立する。災害対策本部は、本部長・副本部長及び部長をもって構成し、災害対策の基本的な事項を本部会議において協議する。

災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報するものとする。

なお、その他の災害応急活動体制については、本編第3章第1節「応急活動体制」を参照。

第3. 危険物等の漏洩・拡大防止活動

危険物等が流出・漏洩した場合は、施設管理者が初期対応を実施するが、対応しきれない場合等は、町は防除活動、避難誘導活動等に協力し危険物等による被害の拡大防止に努める。

1. 実施責任者

① 危険物、高圧ガス、火薬類の施設の所有者、管理者又は占有者は、災害時における危険物等の保安措置を行うものとする。

② 災害時における危険物等による災害の防止のために必要な応急措置は、本部長（町長）が行い総務部が当たる。

2. 高圧ガスの保安対策

① 活動方針

高圧ガス関係の事業所及びその近隣に災害が発生し、又は発生するおそれがある危険な状

態となった場合において責任者は速やかに応急措置をとるとともに、町・警察署及び消防署に通報する。又、通報を受けた者は、直ちに関係機関並びにガス事業者に連絡すると同時に災害防止の緊急措置をとる。

② 応急措置

施設の管理者は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、町・警察署及び消防署と連絡をとり次の措置をとる。

ア. 危険物の取扱作業を中止し、安全場所への移動、漏洩、浮上及び流出の防止措置をとる。

イ. 住民の安全を確保するため、必要に応じ火等の使用制限、危険区域を定め、付近の住民に避難するよう警告する。

ウ. 水害に対しては、危険物貯蔵タンク、容器の流出防止のための措置を講ずる。流出した場合は、これによる災害が発生しないよう町、消防、警察等の関係機関との連絡を密にして回収に努める。

3. 石油類等の保安対策

① 活動方針

施設の管理者等は施設及びその近隣に災害が発生し、又は発生するおそれがある危険な状態となった場合は、速やかにその対応措置をとるとともに、町・警察署及び消防署に通報する。

② 応急措置

施設の管理者等は災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは危険物の取扱作業の中止、安全な場所への移動、漏洩、浮上及び流出の防止措置をとるとともに町、消防署及び警察署に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に連絡するとともに、災害防止の緊急措置をとるほか、必要に応じ付近の住民に避難先等を明示して退避するよう勧告する。

第4. 救助・救急及び医療救護

危険物等災害が発生した場合の救助・救急、医療救護及び消火活動に当たっては、各危険物施設管理者と江津邑智消防組合に協力する。

1. 救助・救急活動

本編第3章第9節「救急・救助活動」を参照。

2. 医療救護

本編第3章第10節「医療救護」を参照。

第5. 災害広報の実施

災害広報の実施については、本編第3章第3節「災害広報」を参照。

IV 大規模な火事災害対策計画

第1節 災害予防

【基本方針】

大規模な火事災害による被害を、未然に防ぐための基本的な対策を推進する。

第1. 大規模な火事災害に強いまちづくり

1. まちの不燃化の推進

本編第2章第3節第4.「まちの不燃化」を参照。

2. 大規模な火事災害に対する建築物の安全化

大規模な火事災害時には、出火状況や気象条件等により広範囲に渡る延焼・焼失等の被害が予想される。特に、庁舎、医療機関、学校等の防災機関施設、地域生活の根幹をなす上・下水道、電力、ガス、通信等のライフライン施設が被害を受けた場合、その影響は極めて大きい。このため、建築物の安全性を確保し、大規模な火事災害に強い公共施設等を整備することにより、建築物・公共土木施設等災害の防止対策を推進する。

第2. 災害応急・復旧体制の整備

1. 情報収集・伝達体制の整備

① 火災警報等の伝達体制の整備

町は、住民に対し、火災警報の内容及び発令されたときの措置を周知徹底しておくとともに、広く警報等を伝達できるよう必要な防災行政無線、サイレン、消防信号等の伝達手段を整備する。

② 県総合防災情報システム等の活用体制の整備

防災関係職員の県総合防災情報システムの活用方法の習熟を促進するほか、火災の発見から応急活動実施過程での気象情報の収集・伝達など、大規模な火事災害に対応したシステムの活用体制の整備を進める。

③ 夜間・休日等における体制の整備

町は、県など関係機関相互において、夜間、休日の場合等にも対応できる情報の収集・伝達体制の整備を図る。

④ 通信体制の整備

町は、現状の通信体制について、より一層の整備に努める。

2. 災害応急体制の整備

町は、火災の規模に応じた各段階における参集配備体制について、風水害の動員配備体制に準じた体制を整備する。

又、大規模災害に対応できる職員の応急活動マニュアル等の整備について検討する。

3. 救助・救急及び医療救護活動体制の整備

① 救助・救急活動

本編第2章第9節「救急・救助体制の整備」を参照。

② 医療救護活動

本編第2章第10節「医療体制の整備」を参照。

4. 消火活動体制の整備

① 消防水利の整備

町は、大規模な火事災害に備え、消火栓のみならず防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図り、その適正配置に努める。

② 住民との連携

町は、消防署、消防団、住民組織等の災害時の連携体制について、平常時から体制の強化を図る。

特に、火災の通報や初期消火活動において、近隣住民等の協力が得られるよう消防署等は、火災発生時の消防活動への協力について周知しておく。

③ 資機材の整備

町は消防署と連携し、消防用機械・資機材等の整備を進める。

④ 被害想定の実施

町は、区域内の大規模な火事災害の被害想定を実施し、消防署と住民組織等の防災訓練や災害時の消火活動に効果的な活用が図れるようにする。

5. 避難収容活動体制の整備

本編第2章第8節「避難予防対策」を参照。

6. 広域応援体制の整備

本編第2章第5節「防災活動体制の整備」を参照。

第3. 防災知識の普及・啓発及び防災訓練等

1. 防災知識の普及・啓発活動

全国火災予防運動、防災週間等を通じ、住民に対して大規模な火事の被害想定等の活用により、地域の危険性の周知や災害発生時にとるべき行動、避難行動等の防災知識の普及・啓発を図る。

又、教育機関においては、火災予防等防災に関する教育の充実を図る。

2. 各種防災資料等の配布

地域住民の適切な避難や防災活動の促進のため、防災マップ、避難時の心得等の作成に努め、住民等に配布する。

3. 防災訓練の実施

町は、地域、職場、学校等において定期的な防災訓練を実施するよう指導し、住民の大規模な災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

4. 要配慮者への配慮

防災知識の普及・啓発活動や防災訓練等を実施する場合、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

第 2 節 災害応急対策

【基本方針】

大規模な火事災害を未然に防ぐための基本的な対策を推進する。又、大規模な火災になった場合の適切な対応に努める。

第 1. 災害情報の収集・伝達

町は、火災の発生状況、人的被害の状況、建築物等の被害の状況等を収集し、県総合防災情報システムにより県に連絡する。

又、直ちに情報収集連絡を行うための各種通信手段を確保する。

第 2. 災害応急活動体制の確立

大規模な火事災害が発生した場合において、町は県及び防災関係機関と協力して、災害の拡大防止及び被災者の救援救護に努め、被害を最小限に留めるため、収集された情報に基づき必要な組織、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。

1. 大規模な火事対策本部の設置・廃止

① 設置の基準

総務課長は、大規模な火事が発生し多数の人的被害が生じるおそれがある場合、又は多数の人的被害が発生した場合、大規模な火事対策本部を設置する。

② 廃止の基準

大規模な火事対策本部は、概ね次の基準により廃止する。

ア. 発生が予想された危険がなくなり、対策の必要がなくなったと認められるとき。

イ. 応急対策が概ね終了したと認められるとき。

2. 災害対策本部の設置・運営

町長は、災害の規模及び範囲から特に対策に要すると認めた場合、災害対策本部の設置を決定し、速やかに災害対策の推進に関し総合的かつ一元的な応急活動体制を確立する。災害対策本部は、本部長・副本部長及び部長をもって構成し、災害対策の基本的な事項を本部会議において協議する。

災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報するものとする。

なお、その他の災害応急活動体制については、本編第 3 章第 1 節「応急活動体制」を参照。

第 3. 救助・救急及び医療救護活動

1. 救助・救急活動

本編第 3 章第 9 節「救急・救助活動」を参照。

2. 医療救護活動

本編第 3 章第 10 節「医療救護」を参照。

第 4. 消火活動

本編第 3 章第 8 節「消防活動」を参照。

第 5. 交通の確保・緊急輸送活動

本編第 3 章第 12 節「交通確保、規制」、第 13 節「緊急輸送」を参照。

第 6. 避難収容活動

避難収容活動については、本編第 3 章第 7 節「避難活動」を参照。

なお、避難所は、本計画に定めてある施設のうち火災現場から風上、風横にある施設を指定する。

第 7. 災害広報の実施

災害広報の実施については、本編第 3 章第 3 節「災害広報」を参照。

第 3 節 災害復旧・復興

町は、あらかじめ定めてある物資、資材の調達計画及び建設業者等との連携により、迅速かつ円滑に被災した被災施設の復旧事業を実施する。

ライフライン・交通輸送関係機関等は、復旧に当たり可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

なお、被災施設の復旧に当たっては、現状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行う。

V 林野火災対策計画

第1節 災害予防

【基本方針】

近年、森林レクリエーションなどで山林に入る人が多くなり、たき火の不始末・飛び火、たばこの投げ捨てなどによる出火の危険性が高まっている。このため火災による広範囲にわたる林野の焼失等による被害の防止、又はその軽減を図るための対策を推進する。

第1. 林野火災に強い地域づくり

1. 林野火災に強い森林の造成

森林所有者等は、森林内の尾根、林道周辺、住宅地周辺、溪流沿い等において耐火性のある樹種を植栽し、防火林道、防火樹帯の整備を検討する。

又、下刈の励行、除伐、間伐を行うことで林内を整備し、地上可燃物を減らすように努める。

2. 消防水利の整備

森林内の調整池などが消防水利に役立つと考えられるため、町は県及び江津邑智消防組合と連携してそれらを把握するとともに、防火水槽、ドラム缶等の簡易防火水槽、貯水槽の整備及び河川水等の自然水利、水泳プール、ため池等の活用などにより、消防水利の対応化を図りその適正配置に努める。

3. 防火線等の設置

森林所有者等は、火災の延焼拡大を防ぐため必要に応じ防火線の配置を進める。防火線の配置に当たっては、地形や風の条件、過去の火災の記録等から最大限の効果が得られるよう慎重に決定する。

なお、森林内の歩道・自動車道の存在は、焼け止まりや火勢を衰えさせる効果があり、防火線等の機能も備えているため、消火活動の交通路・拠点としても重要である。町、県、江津邑智消防組合等は状況を把握し、新設路線の選定には防火面にも配慮する。

又、消防車両が進入できる林道の整備を進め、江津邑智消防組合は、森林内で消防車両が通行できる道路を把握しておく。

4. 住宅地開発における指導

林地開発による住宅地造成においては、林野と住宅が近接（概ね10m未満）し、相互の延焼危険性が高くなるように、間に道路などの防火帯を設置するなど計画段階から必要な指導を検討する。

又、必要な場合には、消防車両等のため、幹線道路と2方向でつながり車両の相互通行が可能な幅員の道路の設置指導を検討する。

第2. 災害応急・復旧体制の整備

1. 災害応急体制の整備

町は、林野火災が住宅に延焼するおそれのある場合など、迅速な対応ができるよう必要な体制を風水害の動員配備体制に準じた体制を検討する。

又、大規模な火事災害に対応した職員の応急活動マニュアル等の整備について検討する。

2. 救助・救急及び医療救護活動体制の整備

① 救助・救急活動

本編第2章第9節「救急・救助体制の整備」を参照。

- ② 医療救護活動
本編第2章第10節「医療体制の整備」を参照。

3. 消火活動体制の整備

① 空中消火体制の整備

空中消火体制については、島根県防災ヘリコプター運航管理要綱が定められ、陸上自衛隊出雲駐屯地及び益田広域消防本部において資機材の配備等がなされているため、町はヘリポートの整備に努める。又、効果的な消火活動を実施するには空中消火隊と地上消火隊の緊密な連携が不可欠であるため、訓練等を通じて連携の確保を図る。

② 住民との連携

町は、県及び消防署、消防団、住民組織等の災害時の連携体制について、平常時から体制の強化を図る。

特に、火災の通報や家屋への予備注水などの初期消火活動において、近隣住民等の協力が得られるよう、火災発生時の消火活動への協力について周知しておく。

③ 資機材の整備

消防署は、軽可搬式消防ポンプ、可搬式散水装置・送水装置、林野火災用工作機器（チェーンソー等）等の資機材の整備を進める。

④ 残火処理体制

大規模林野火災においては、広範な焼損区域を人海戦術により残火箇所を発見し、適切に対処する必要があるため、必要に応じてこれに協力する。

4. 避難収容活動体制の整備

本編第2章第8節「避難予防対策」を参照。

5. 広域応援体制の整備

本編第2章第5節「防災活動体制の整備」を参照。

6. 二次災害の防止活動

林野火災後の二次災害防止のための応急復旧事業等について、組織の整備やマニュアルの作成等を検討する。

又、流域の荒廃、その後の降雨等による土砂災害の危険について、危険度を応急的に判定する技術者の養成、事前登録等の施策について検討する。

第3. 防災知識の普及・啓発及び防災訓練等

1. 事前点検及び警戒巡視の実施

町は県及び江津邑智消防組合、森林組合等と協力し、地域の森林等において過去に林野火災が発生した地域、入山者が多い森林など林野火災が発生しやすい区域を把握する。

多発期、多発時間及び火災警報発令時並びに出火の危険性が多い地域を重点的に取り上げ、関係機関と連携のもと、総合的な巡視及び監視を計画的に実施する。

2. 防災知識の普及・啓発

林野火災の出火原因は、人為的なものが大部分であり、特にたき火、たばこ、火あそび、マッチによる失火が占めている。

従って、出火防止対策を講ずるに当たっては、これらの出火原因を排除することに重点を置くものとし、林野火災多発期における山火事予防運動の実施など防火思想の普及宣伝に努める。

3. 火入れ、たき火等の使用に対する規制の徹底

- ① 消防法等法令に基づく規制の徹底を図る。
- ② 消防機関は、火入れ及び揚煙行為を行う者に対し、火入れ地以外に火が入らぬよう消火設備、人員の確保、防火線の設定等について指導するなど火災予防について指導する。

4. 防災訓練の実施

県が実施する林野火災を想定した防災訓練等に参加する。

第 2 節 災害応急対策

【基本方針】

林野における火災の発生に対し迅速に消火を実施し、被害の拡大を防ぐため必要な対策を実施する。

第 1. 災害情報の収集・伝達

町は消防署と連携し、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害の状況等を収集し、県総合防災情報システムにより県に連絡する。

なお、休日・夜間等においても林野火災が発生した場合には、体制を確保し、迅速な情報収集・連絡に努める。

第 2. 災害応急活動体制の確立

大規模な林野火災が発生した場合において、町は県及び防災関係機関と協力して、災害の拡大防止及び被災者の救援救護に努め、被害を最小限に留めるように収集された情報に基づき必要な組織、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。

1. 林野火災対策本部の設置・廃止

① 設置の基準

総務課長は、焼失面積が 20ha を超える大規模林野火災に拡大するおそれがある場合、林野火災対策本部を設置する。

② 廃止の基準

林野火災対策本部は、概ね次の基準により廃止する。

ア. 発生が予想された危険がなくなり、対策の必要がなくなったと認められるとき。

イ. 応急対策が概ね終了したと認められるとき。

2. 災害対策本部の設置・運営

町長は、災害の規模及び範囲から特に対策に要すると認めた場合、災害対策本部の設置を決定し、速やかに災害対策の推進に関し総合的かつ一元的な応急活動体制を確立する。災害対策本部は、本部長・副本部長及び部長をもって構成し、災害対策の基本的な事項を本部会議において協議する。

災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報するものとする。

なお、その他の災害応急活動体制については、本編第 3 章第 1 節「応急活動体制」を参照。

第 3. 救助・救急及び医療救護活動

1. 救助・救急活動

本編第 3 章第 9 節「救急・救助活動」を参照。

2. 医療救護活動

本編第 3 章第 10 節「医療救護」を参照。

第 4. 消火活動

1. 消防署と住民等との連携

消防署は速やかに火災の状況を把握し迅速に消火活動を行うが、住民、町内会、その他住民組織等においても、発生後の初期段階において自発的に初期消火活動を行う。又、消防署が協力を求めた場合、町はそのための連絡調整に努める。

なお、住民による消火活動の実施に当たっては、住民等に危険が及ばない範囲での活動に留

め、安全に十分配慮するよう努める。

2. 応援要請等

本編第3章第8節「消防活動」を参照。

第5. 交通の確保・緊急輸送活動

本編第3章第12節「交通確保、規制」、第13節「緊急輸送」を参照。

第6. 避難収容活動

避難収容活動については、本編第3章第7節「避難活動」を参照。

なお、避難所は、本計画に定めてある施設のうち、火災現場から風上、風横にある施設を指定する。

第7. 災害広報の実施

災害広報の実施については、本編第3章第3節「災害広報」を参照。

第8. 二次災害の防止活動等

1. 治山事業等

町は県と協力し降雨等による二次的な土砂災害等を防止するため、専門技術者等を活用し、危険箇所の点検等を実施するとともに、危険性の高い箇所では周辺住民への周知を図り、警戒避難体制を整備する。

2. 自然環境への対応

林野火災による被害が自然環境に及んだ場合、県（農林水産部、環境生活部）と連携を図り、影響を最小限に食い止めるために必要な応急・復旧活動に協力する。

第3節 災害復旧

町は、あらかじめ定めてある物資、資財の調達計画及び建設業者等との連携により、迅速かつ円滑に被災した施設等の復旧事業を実施又は支援する。

なお、町は県と連携し、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を行う。